

2024年5月20日
みずほ信託銀行株式会社

株式会社北都銀行での信託商品代理店販売開始および 同行向け販売支援アプリの提供開始について

みずほ信託銀行株式会社（社長： 笹田 賢一）は、2024年5月20日より、株式会社北都銀行（頭取：伊藤 新）を代理店として、北都銀行の預金で運用するシニア向け商品「遺言代用信託」および「暦年贈与型信託」の取扱いを開始しました。

同時に、北都銀行向け販売支援ツールとして、信託商品の申込受付が北都銀行のPC・タブレットを通じて行うことのできる「信託商品販売管理アプリ」と、相続税・贈与税が簡単に試算できる「資産承継アプリ」、および実写ドラマ形式の「信託商品紹介動画」の提供を開始しました。

本件により、相続発生時に簡便な手続きでご家族等が金銭を受け取ることができ、「遺言代用信託」、およびお客さまの生前贈与手続きをサポートする「暦年贈与型信託」が、北都銀行でお申し込みいただけます。

急速な高齢化を背景に資産承継に対する関心が高まると同時に、「金利ある世界」が到来し相続等による預金流出防止が地域金融機関の経営課題となるなか、当行は「みずほ」の「ともに挑む。ともに実る。」のブランドスローガンのもと、地域金融機関の皆さんとともに、地域のお客さまへの資産承継コンサルティングに取り組んでまいります。

<信託商品紹介動画はこちら>

・ 遺言代用信託

<https://cloud-player.1roll.jp/?v=646gnWDZ4V8YEBmw>



・ 暦年贈与型信託

<https://cloud-player.1roll.jp/?v=eP8Gdj6pr96KyF7N>



ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

【「遺言代用信託」商品概要】

取扱開始日：2024年5月20日

信託金額：200万円以上3,000万円以下(1万円単位)

信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客さまがご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで

運用方法：主に北都銀行の定期預金において運用

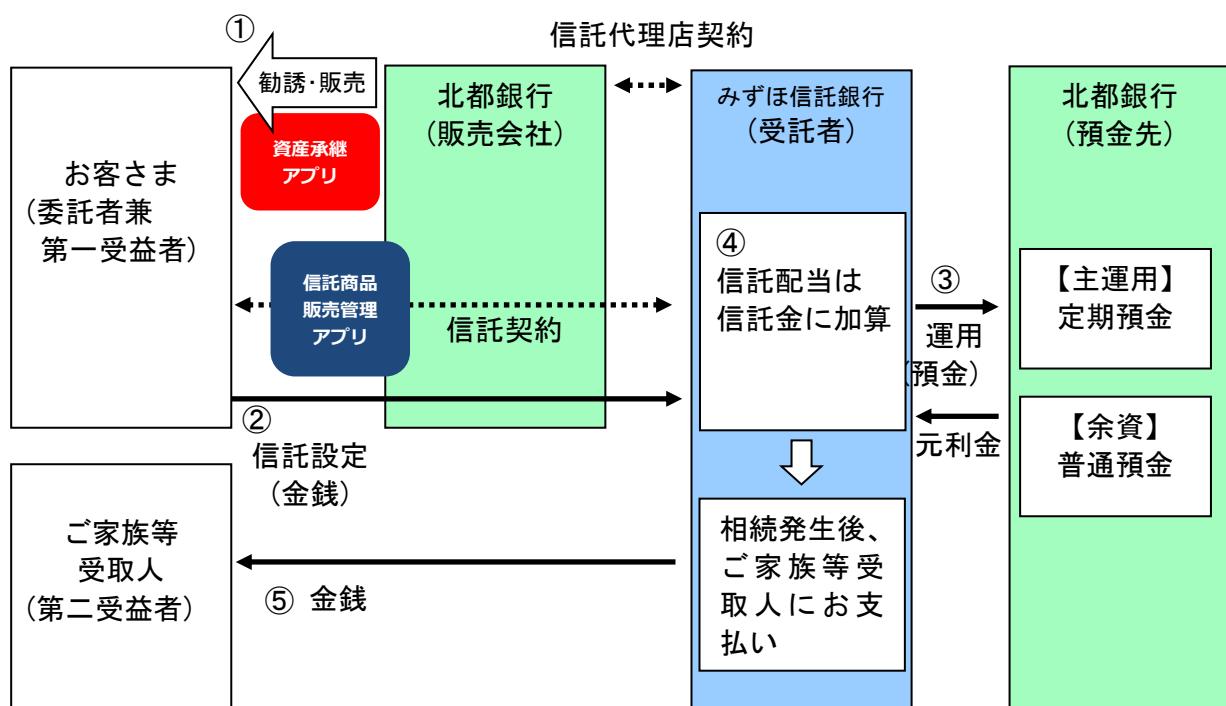
元本補填：ありません

支払方法：以下の2つの方法からいずれか若しくは両方を選択

①お客様の万一の際に必要となる資金を簡単な手続きでご家族等が一括でお受け取り＝一時金受取

②お客様の相続発生後に、ご家族等が一定期間、定期的にご資金をお受け取り＝定時定額受取

【「遺言代用信託」スキーム】

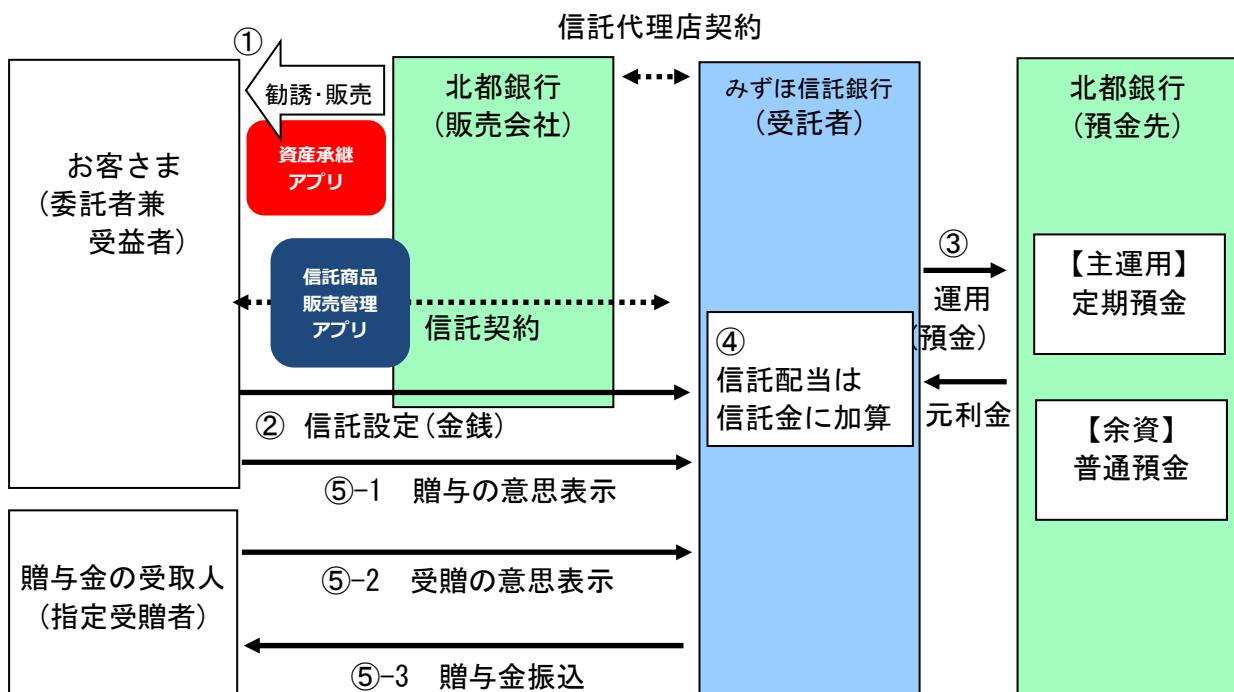


- ① 北都銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店(登録金融機関)として、北都銀行のお客さまに「遺言代用信託」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に北都銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果(定期預金の利息)から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様に相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り。(一時金/定時定額)。

【「暦年贈与型信託」商品概要】

取扱開始日：2024年5月20日
信託金額：500万円以上(1万円単位)
信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客さまがご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで
運用方法：主に北都銀行の定期預金において運用
元本補填：ありません
贈与手続：お客様は、年に1回、贈与手続が可能
みずほ信託銀行は、受託者所定の手続により、お客様からご指定頂いた金額を贈与金の受取人(指定受贈者)の口座に振込

【「暦年贈与型信託」スキーム】



- ① 北都銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店(登録金融機関)として北都銀行のお客さまに「暦年贈与型信託」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に北都銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果(定期預金の利息)から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様は、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客様が指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。

以上

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO